

夕張市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和 5年度	人 6,411	千円 11,055,612 (11,065,612)	千円 712	千円 1,251,805	% 11.3 (11.3)	% 9.0 (9.0)

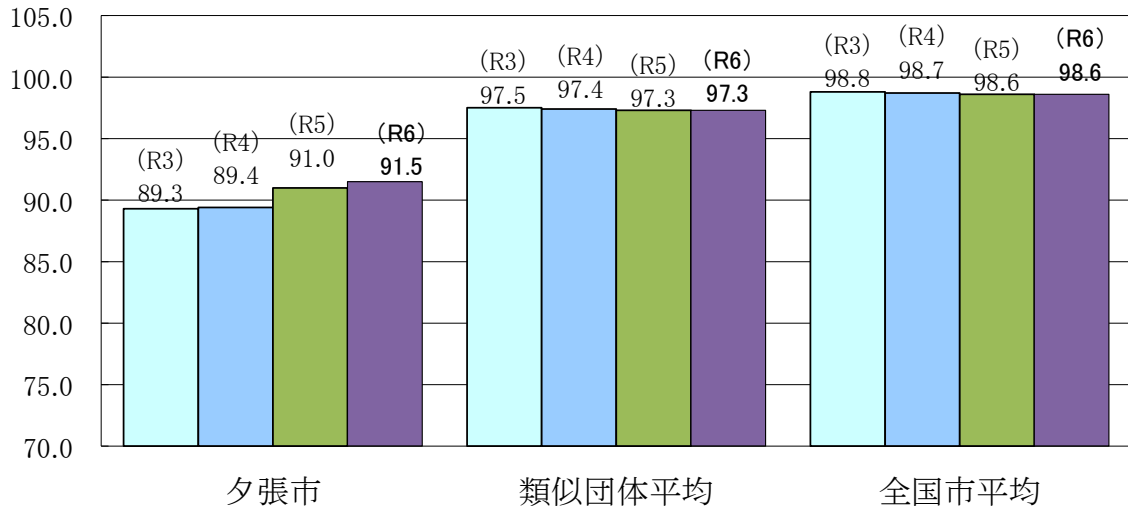
- (注) 1 人件費には、使用者が負担する共済費のほか、特別職の給料及び市議会議員や各種委員の報酬等が含まれている。
 2 記載の数値は「地方財政状況調査」の普通会計決算によるものである。
 3 歳出額欄（ ）内の数値は、歳出総額から前年度繰上充用金（本年度は0円）を除いた実質的な歳出額である。また、人件費率欄（ ）内の数値は、実質的な歳出額に占める人件費の割合である。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人 当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 139	千円 500,749	千円 105,472	千円 192,542	千円 798,763	千円 5,746	千円 5,916

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短期時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短期時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べて1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①令和5年4月支給分より、給料削減率を7%から5%に改善したため。

(4) 給与改定の状況について

※人事委員会を設置していないため記載なし

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

〔実施〕・未実施

実施内容（平均引き下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由）

（給料表の改定実施時期） 令和6年4月1日

（内容） 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえた改正。ただし、独自削減として一律5%削減を行っている。（令和4年度までは7%削減）

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合） 国基準0%に対し、夕張市においても0%

(6) 特記事項

（給与減額の状況）

財政再生計画に基づき独自削減を実施

削減措置の内容

（給料） 一般職職員の給料月額を一律5%削減

令和5年4月1日から当分の間

（手当） 期末勤勉手当役職加算を凍結

平成19年4月1日から当分の間

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国平均ベース)
夕張市	39.4 歳	282,000 円	345,026 円	309,953 円
北海道	42.5 歳	318,800 円	386,694 円	360,806 円
国	42.1 歳	323,823 円	405,378 円	- 円
類似 団体	42.6 歳	318,300 円	374,345 円	343,522 円

② 技能労務職

平成22年4月から本市には技能労務職に該当する職員はいない。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		夕張市	北海道	国
一般行政職	大 学 卒	186,400 円	196,200 円	196,200 円
	高 校 卒	158,300 円	166,600 円	166,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

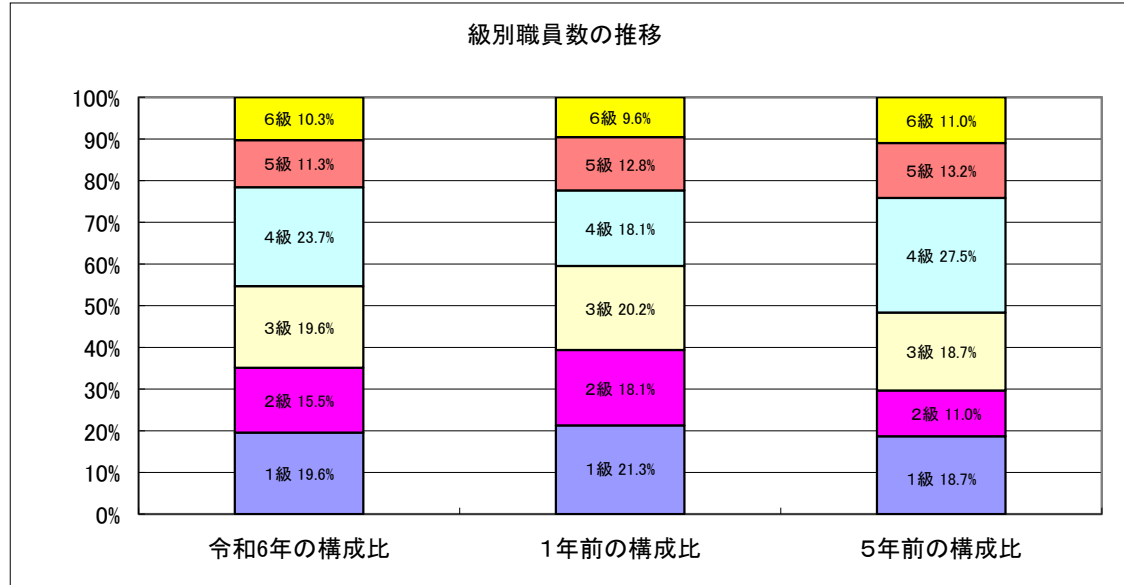
区 分		経験年数10年以上 15年未満	経験年数20年以上 25年未満	経験年数25年以上 30年未満	経験年数30年以上 35年未満
一般行政職	大 学 卒	258,445 円	333,657 円	369,533 円	370,938 円
	高 校 卒	226,400 円	- 円	335,600 円	368,200 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

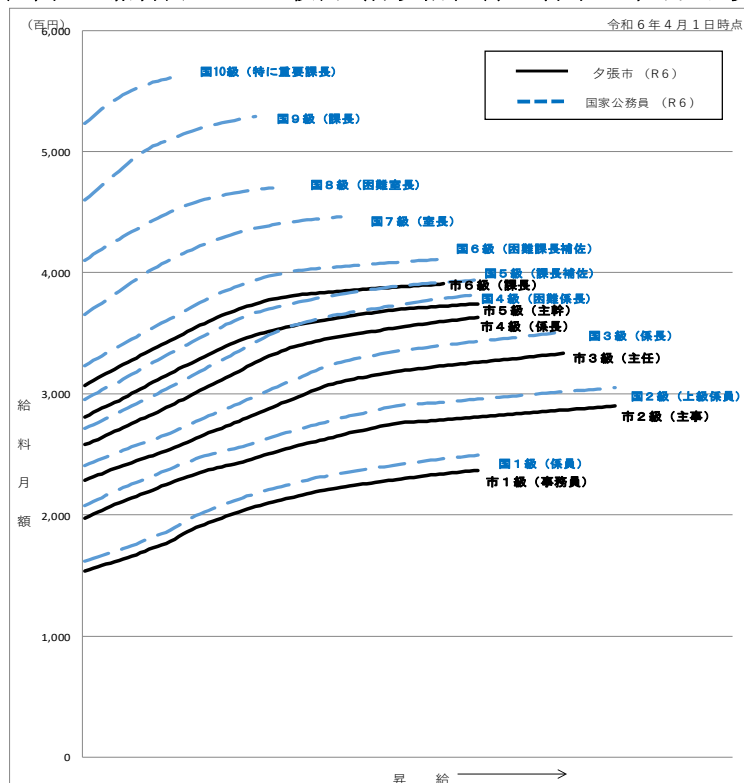
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1 級	事務員、技術員、主事補、技師補	19 人	19.6 %	154,000 円	237,000 円
2 級	主事補、技師補、主事、技師	15 人	15.5 %	197,600 円	290,000 円
3 級	主任の職務	19 人	19.6 %	228,900 円	333,500 円
4 級	係長及び主査の職務	23 人	23.7 %	258,100 円	362,900 円
5 級	主幹の職務	11 人	11.3 %	280,700 円	374,300 円
6 級	課長の職務	10 人	10.3 %	307,000 円	390,800 円

(注) 1 タ張市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成19年4月1日に9級制から6級制に給料表を改正している。(旧1・2級は1級に統合、旧4・5級は3級に統合し、旧9級(部長級)は廃止) ※各区分ごとに構成比を算出しているため、合計が100%にならない場合がある。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職(一)）（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の反映状況（一般行政職）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ. 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

夕張市	北海道	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,253 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,682 千円	-
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ※平成19年4月1日から当分の間凍結	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

夕張市	国	
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年	
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	
最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	
その他の加算措置 なし	その他の加算措置	
1人当たり平均支給額 3,528 千円 18,808 千円	・定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

制度なし

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

※平成19年4月1日廃止

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	54,145 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	392 千円
支給実績(令和4年度決算)	53,854 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	402 千円

(注) 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶 養 手 当	・配偶者 6,500 円 ・子 10,000 円 (16歳から22歳までの子は1人に付き5,000円加算)	同		千円 12,575	円 209,587
住 居 手 当	・借家等の場合 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給(家賃月額7,000円を超える者に限る)	異	(国) 限度28,000円 (月額16,000円以上)	千円 13,220	円 249,425
通 勤 手 当	・交通機関利用者 定期乗車券の額 ・交通用具利用者 自動車等の使用距離に応じ2,000円～15,800円の範囲で支給	異	・機関(国) 運賃相当額 (限度55,000円) ・用具(国) 使用距離に応じ2,000円～31,600円	千円 8,527	円 76,134
管 理 職 手 当	・管理職の職員 給料月額に職に応じて次の率を乗じて得た額 ・課長10% ・総括主幹8% ・主幹5% ・消防長12% ・消防署長11%	異	(国) 管理監督の地位にある職員のうち、規則で指定する職員に月額46,300円～139,300円を定額支給	千円 12,617	円 371,079
寒 冷 地 手 当	・世帯主で扶養親族有 月額 26,380 円 ・その他の世帯主 月額 14,580 円 ・その他の職員 月額 10,340 円	同		千円 14,417	円 98,744

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給料	市 長	431,000 円		(参考)類似団体における最高／最低額		
	(副 市 長	862,000 円)		985,000 円	／	391,500 円
	副 市 長	420,000 円		790,000 円	／	420,000 円
	(議 員	699,000 円)				
報酬	議 長	230,000 円		545,000 円	／	230,000 円
	(副 議 長	382,000 円)				
	副 議 長	200,000 円		475,000 円	／	200,000 円
	(議 員	332,000 円)				
期末手当	市 長	180,000 円		442,000 円	／	180,000 円
	(副 市 長	311,000 円)				
	議 長	(令和5年度支給割合)				
	副 市 長	4.50 月分				
退職手当	議 長	(令和5年度支給割合)				
	副 議 長	2.45 月分				
	議 員					
	備 考	条例改正により令和元年12月1日から適用				

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

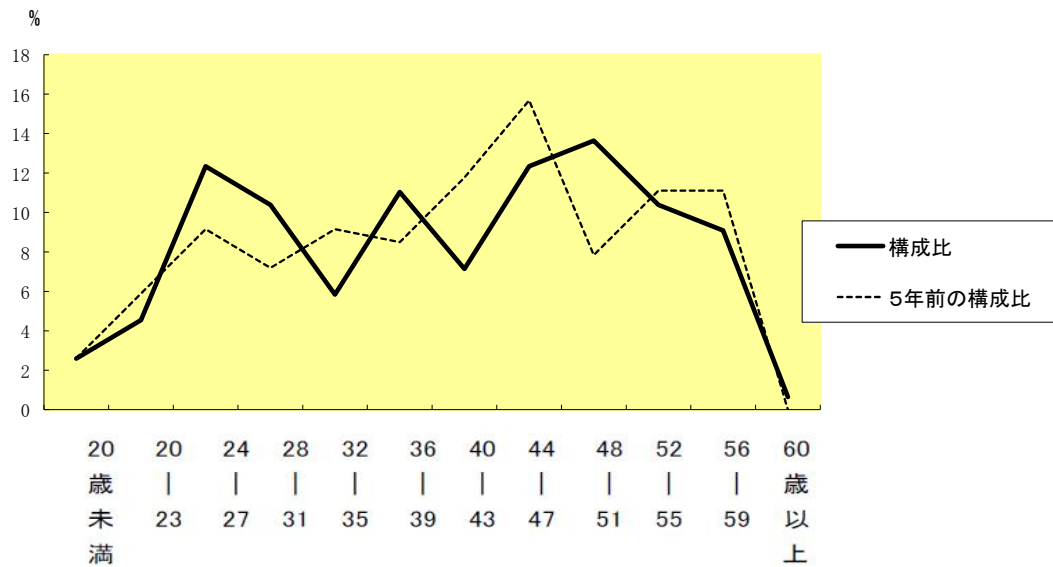
(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
部 門		令和5年	令和6年		
普通会計部門	議 会	3	3	0	普通退職
	総 務 企 画	29	29	0	
	税 務	10	9	△ 1	
	労 働	0	0	0	
	農 林 水 産	3	4	1	
	商 工	3	3	0	
	土 木	16	16	0	
	民 生	15	15	0	
	衛 生	9	9	0	体制補充
	計	88	88	0	
普通会計部門	教 育 部 門	11	10	△ 1	普通退職
	消 防 部 門	40	39	△ 1	普通退職
	小 計	139	137	△ 2	普通退職
	小 計	139	137	△ 2	普通退職
公営企業等部門	水 道	2	2	0	普通退職
	下 水 道	3	3	0	
	国保・介護・老保	12	12	0	
	小 計	17	17	0	
合 計		156 [175]	154 [175]	△ 2 [0]	普通退職

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	4人	7人	19人	16人	9人	17人	11人	19人	21人	16人	14人	1人	154人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年 度 部門別	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	81	82	87	86	88	88	7 (8.6 %)
教 育	10	11	10	9	11	10	0 (0.0 %)
消 防	41	40	41	40	40	39	△ 2 (△ 4.9 %)
普通会計	132	133	138	135	139	137	5 (3.8 %)
公営企業等会計	21	21	20	18	17	17	△ 4 (△ 19.0 %)
総合計	153	154	158	153	156	154	1 (0.7 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費の比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占める 職員給与費の比率
令和 5年度	千円 418,872	千円 △ 50,740	千円 13,552	% 3.2	% 3.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費（0千円）を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 2	千円 5,860	千円 1,014	千円 2,671	千円 9,545	千円 4,773	千円 6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年后再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

(給与減額の状況)

財政再生計画に基づき独自削減を実施

削減措置の内容		
(給料)	一般職職員の給料月額を一律5%削減	令和5年4月1日から当分の間
(手当)	期末勤勉手当役職加算を凍結	平成19年4月1日から当分の間

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
夕 張 市	26.7 歳	206,850 円	316,389 円
団 体 平 均	45.8 歳	337,221 円	500,619 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

夕張市		夕張市行政職	
1人当たり平均支給額(令和5年度)		1人当たり平均支給額(令和5年度)	
1,336 千円		1,253 千円	
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%		・役職加算 5～15%	
※平成19年4月1日から当分の間凍結		※平成19年4月1日から当分の間凍結	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

夕張市			夕張市行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.58688 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.58688 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
加算措置無し			加算措置無し		
1人当たり平均支給額 記載対象なし			1人当たり平均支給額	3,528 千円	18,808 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	267 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	134 千円
支給実績(令和4年度決算)	634 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	317 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	5頁(6)「その他の手当」と同じ			269 千円	134,250 円
住居手当				66 千円	66,400 円
通勤手当				147 千円	73,600 円
管理職手当				0 千円	0 円
寒冷地手当				264 千円	131,900 円

(2) 公共下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算 ※本事業は令和6年度から法適用となったため令和5年度決算数値はない(以下同じ)。

区分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費の比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占める 職員給与費の比率
令和 5年度	千円 -	千円 -	千円 -	% -	% -

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

(給与減額の状況)

財政再生計画に基づき独自削減を実施

削減措置の内容		
(給料)	一般職職員の給料月額を一律5%削減	令和5年4月1日から当分の間
(手当)	期末勤勉手当役職加算を凍結	平成19年4月1日から当分の間

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
夕 張 市	47.6 歳	352,467 円	513,432 円
団 体 平 均	44.5 歳	334,356 円	501,579 円

（注） 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

夕張市		夕張市行政職	
1人当たり平均支給額(令和5年度)		1人当たり平均支給額(令和5年度)	
- 千円		1,253 千円	
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%		・役職加算 5～15%	
※平成19年4月1日から当分の間凍結		※平成19年4月1日から当分の間凍結	

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

夕張市			夕張市行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.58688 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.58688 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
加算措置無し			加算措置無し		
1人当たり平均支給額 記載対象なし			1人当たり平均支給額 3,528 千円 18,808 千円		

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	- 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	- 千円
支給実績(令和4年度決算)	- 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	- 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	5頁(6)「その他の手当」と同じ			- 千円	- 円
住居手当				- 千円	- 円
通勤手当				- 千円	- 円
管理職手当				- 千円	- 円
寒冷地手当				- 千円	- 円